

長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化

(撤去) 工事仕様書

(長野市ケーブルテレビ光化工事)

(特記仕様書)

長野市総務部情報システム課

令和7年4月

1. 基本事項

本仕様書は、「長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化（引込・撤去）工事」（長野市ケーブルテレビ光化工事）（以下「本工事」という）の撤去に関する必要な事項について定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 本工事は戸隠・鬼無里情報通信施設における既設HFC機器及び設備を撤去から廃棄まで行うこと。
- (2) HFC電源供給器の撤去に伴い、支持柱の撤去と電源引込線廃止手続も含むこと。
- (3) 撤去に関する関係機関への届出・申請等の代行業務を行うこと。
- (4) 作業に当たっては関係者と充分打合せを行い、運用中の施設の運営に支障のないようにするとともに、利用者、関係者の安全に万全を期すこと。
- (5) 仕様について疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。

3. 対象エリア及び施設概要

撤去対象設備は、HFC設備とし、長野県長野市戸隠、鬼無里既設HFCエリア全域伝送路及び戸隠支所、鬼無里支所、INC本社センター内のHFC設備（ヘッドエンド設備）、受信点設備等とする。

【HFC施設概要】

	戸隠	鬼無里	計
引込線互長	約 103.5Km	約 54Km	約 157.5Km
HFCセンター局舎施設 3カ所	INC本社センター サブセンター（戸隠支所、鬼無里支所）		
撤去伝送路設備	同軸ケーブル約 94 Km 給電線 約 3 Km ノードアンプ、増幅器、タップオフ等		
共架柱本数	約 3,600 本（減条対象本数）		
電源供給器	121 台（搭載柱（PS柱）121 本）		
タップオフ	約 2,000 個		
受信点設備	1 箇所（場所：長野市戸隠 3517） （戸隠とんくるりん）		
道路・河川占用	72 箇所（河川 65、道路 7）		

4. HFC設備撤去工事特記仕様

- (1) 工事の範囲は、FTTH化により不要となった既設HFC設備を対象とする。

- (2) 既設保安器並びに引込線同軸ケーブルは、引込工事において撤去としているため、本仕様の対象外とする。
- (3) 作業従事者に当たっては、別途支給する従事者証を携帯して作業を行うこと。
- (4) 撤去工事に当たっては、隣接して設置稼働しているヘッドエンド設備や一束化してある運用中伝送路設備に損傷等の影響を与えないよう細心の注意を払って作業に当たること。
- (5) 伝送路設備については同一支持線内にF T T H伝送線も架設している場合があるので、誤切断しないよう端末から追い出しをして撤去を行う。また、誤切断防止の観点から撤去ケーブルを途中で切断することは禁止とする。又は、他社光ケーブルが一束化されている部分もあるので誤切断しないよう細心の注意を払うこと。万一の事故の場合は、監督者、指定管理者に報告するとともに受注者の責任で速やかに復旧すること。
- (6) 既設H F C設備の伝送路設備撤去に当たり優先順位は電源供給器の電源を停止し、同軸ケーブルへの電源重畳を停止してから行うこと。
- (7) 電源供給器の停止後速やかに中部電力へ電源引込の廃止申請をすること。お客様番号等、必要な資料は別途提供する。

電源供給器のバッテリー処分について特に指示がない限り産業廃棄物処理を行うこと。

また、電源供給器搭載柱の撤去に当たっては、原則抜柱とし、事前に地権者へ告知を行い、用地の現状復帰について確認を行うこと。接地場所が傾斜地の場合は、その内容に見合った安全対策を検討すること。地権者とのトラブルが後日発生しない措置を講じること。
- (8) P S 柱に防犯灯等の取付けがある場合は、移設、P S 柱の残柱等個別に協議を行うこととする。
- (9) ヘッドエンド設備の撤去に当たっては監督職員や指定管理者に立会いを要請し、運用中設備に影響を与えないよう十分に注意すること。

撤去対象設備は、別紙ラック実装図に記載のものとするが、現地で照合を行い、運用していないことを確認の上、不要な接続ケーブルも含め撤去すること。

撤去機材のうち特に指示がないものについては産業廃棄物処理を行う。
- (10) 同軸ケーブルに付随するノードアンプ、増幅器等の機器類も撤去すること。

ただし、クロージャについては運用中のF T T H回線等を収容していないか十分調査を実施して誤撤去等による障害を発生させないこと。
- (11) 撤去数量管理表を作成し、電柱や径間毎また加入者宅毎の撤去対象品目と数量を管理し、完成図書として提出することとする。
- (12) 電柱毎の架線条数管理を行い、中部電力柱及びN T T 柱の廃止(減条)に係る手続きを適正に実施すること。
- (13) 道路占用及び河川占用等に関して廃止(減条)に係る手続きを適正に実施すること。

- (14) 産業廃棄物処理したものはマニフェストにより管理を行うこと。産業廃棄物の処理は、現地に放置せずに仮保管場所を設けるか処分場へ直送するものとするが、収集運搬に関しては許可を得ている会社で実施すること。
- (15) 当該施工地域は、冬季は豪雪により作業車の立入りが困難な場所があるため、施工場所及びスケジュールについて、監督員と調整を行うこと。